

広島市告示第 186 号
令和 7 年 4 月 1 日

地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 243 条の 2 の規定に基づき、広島市留学生会館の使用料の公金事務を次のとおり委託したので、同条第 2 項の規定により告示します。

広島市長 松井 一實

- 1 指定公金事務取扱者の名称、代表者の氏名及び住所又は事業所の所在地
 - （1）名称
株式会社オオケン
 - （2）代表者の氏名
代表取締役 大中 幹夫
 - （3）住所又は事業所の所在地
広島市南区松川町 5 番 9 号
- 2 指定公金事務取扱者の指定をした日
令和 7 年 4 月 1 日
- 3 指定公金事務取扱者に公金事務を委託した期間
令和 7 年 4 月 1 日から令和 8 年 3 月 31 日まで